

総合評価方式（特別簡易型）における 評価項目、加算点及び評価基準

令和5年度

別表

◇土木一式（一般競争入札） 1億3千万円以上 3億円未満

農政部

評価項目及び加算点		評価基準	提出様式 <small>※添付書類別紙のとおり</small>
企業 の 施 工 能 力 7.5 点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点)	平成25年度から令和5年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県（土木部、農政部、環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた企業であるか。ただし、令和5年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等含む）。	【様式1】
	過去5年間における国（九州内）又は県の同種工事の施工実績 ○ 2件以上の実績あり (0.5点) ○ 1件の実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点)	平成30年度から令和4年度までに完成検査を受けた九州農政局又は農政部発注工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。	【様式2】
	過去5年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 (3.0点) ○ 78点以上83点未満 (2.9点) （工事成績の平均点-78）×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0点)	平成30年度から令和4年度までに完成検査を受けた農政部発注の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。	
	経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30点) ○ 800点以上900点未満 (0.25点) ○ 700点以上800点未満 (0.20点) ○ 600点以上700点未満 (0.15点) ○ 500点以上600点未満 (0.10点) ○ 500点未満 (0.00点)	令和3年4月1日から令和4年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるY評点（経営状況）は何か。	
	経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10点) ○ 900点未満 (0.00点)	令和3年4月1日から令和4年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査（ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査）によるZ1評点（技術職員の数の点数）は何か。	
	受注工事量 ○ 0件=受注工事量 (1.0点) ○ 1件=受注工事量 (0.5点) ○ 2件=受注工事量 (0.0点) ○ 3件=受注工事量 (-0.5点) ○ 4件=受注工事量 (-1.0点) ※一般土木工事(5千万~3億円未満)のみを受注件数の対象とする	当該年度受注工事量は、令和5年4月1日公告開始分から当該公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、農政部発注工事のうち、総合評価方式対象の土木一式工事(PC工除く)を対象とする。	
	過去5年間における新規学卒者の雇用実績 ① 過去5年間における県内の学校の新規学卒者の雇用 ② 過去5年間における県内の営業所に県外の学校の新規学卒者（※県内出身者に限る）の雇用 ※本籍地が県内又は中学卒業まで県内に在居の者 ○ ①又は②の実績あり (0.5点) ○ 実績なし (0.0点)	① (1)平成30年度から令和3年度まで、県内学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し、現在、継続して雇用。又は(2)令和4年度に、県内学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し、現在、継続して雇用。 ② (1)平成30年度から令和3年度まで、県内営業所に県外学校の新卒者を卒業月の翌月から3か月以内に採用し、現在、継続して雇用。又は(2)令和4年度に、県内営業所に県外学校を過去3か年度以内に卒業した者を採用し、現在、継続して雇用。 ※新規学卒とは、採用時点において満29歳までの者とする。	【様式3】
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主等に登録 ① 前年度までに障害者を雇用し、現在も雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用し、現在も雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点)	① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。（法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用） ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構（二種会員）に登録しているか。	① 【様式4-1】 ② 【様式4-2】 ③ 【様式4-2】
	(1) 前年度週休二日施工実績 ○ 4週6休施工実績 (0.4点) ○ 4週7休施工実績 (0.2点) ○ 4週6休施工実績 (0.1点) ○ 実績なし (0.0点) ※当該年度工事の施工実績も含む	令和4年度から令和5年度に完成検査を受けた下記①~②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、週休二日の県内施工実績を有するか。ただし、令和5年度においては、入札公告日までに完成検査を受けたものに限る。 ① 一般土木工事及び海上工事 鹿児島県の発注工事（建築課所管発注工事を除く） ② 橋梁土木工事 農林水産省九州農政局、特殊法人・鹿児島県、鹿児島県内市町村の発注工事	【様式5-1】
	(2) 過去2年間ICT活用施工実績 ○ ICT全面活用施工実績 (0.4点) ○ ICT部分活用施工実績 (0.2点) ○ 実績なし (0.0点) ※当該年度工事の施工実績も含む	令和3年度から令和5年度に完成検査を受けた下記①~②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。ただし、令和5年度においては、入札公告日までに完成検査を受けたものに限る。 ① 一般土木工事及び海上工事 鹿児島県の発注工事（建築課所管発注工事を除く） ② 橋梁土木工事 農林水産省九州農政局、特殊法人・鹿児島県、鹿児島県内市町村の発注工事	【様式5-2】
(3) 建設キャリアアップシステム活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録と当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ○ 活用なし (0.0点)	当該工事において、下記①~②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。	【様式5-3】	
(4) 登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり (0.2点) ○ 活用なし (0.0点) ※当該工事	当該工事において、登録基幹技能者の活用計画書及び誓約書を提出している。	【様式5-4】	
配置 予 定 技 術 者 の 能 力 1.5 点	過去10年間における国（九州内）又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3点) ○ 実績なし (0.0点)	【表彰実績】 平成25年度から令和5年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県（土木部、農政部、環境林務部）優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰（建築課所管発注工事を除く）を受けた技術者であるか。ただし、令和5年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る（表彰決定通知等含む）。	【様式6-1】
	(1) 担い手育成加算 ○ 配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2点) ○ 加算なし (0.0点)	配置予定技術者が次の①~③又は②~④の条件の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 平成30年4月1日以降に農政部が発注する建設工事における同種工事の主任（監理・特例監理）技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が平成30年4月1日以降の工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 ④ 女性技術者である。	
	(2) 県の土木一式工事の最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1点) ○ 該当なし (0.0点)	配置予定技術者において、鹿児島県の農政部所管が発注した一般競争入札の土木一式工事（以下、「対象工事」という。）での最高点が、次の①~③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事での主任（監理・特例監理）技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格保有していた場合に限る。 ① 平成元年度の工事で80点以上（令和2年度表彰対象評価点） ② 令和2年度の工事で80点以上（令和3年度表彰対象評価点） ③ 令和3年度の工事で82点以上（令和4年度表彰対象評価点） ※年度は完成検査を行った年度である。	【様式6-2】
	継続学習制度①又は②の単位取得状況を評価 ① 前々前年度から前々年度の継続学習制度(CPD)単位取得状況 ○ 20単位以上 (1.0点) ○ 20単位未満 (0.5点) ○ なし (0.0点) ② 過去1年間のCPDS（1級土木施工管理技士）単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0点) ○ 推奨未満 (0.5点) ○ なし (0.0点)	① 令和2年度から令和3年度の(社)農業農村工学会技術者継続教育機構の継続学習制度(CPD)で取得した単位数がどの程度か。 ② 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和4年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数：20ユニット	① 【様式7-1】 ② 【様式7-2】
地域 貢 献 度 2.0 点	営業所の有無 ○ 工事箇所のある振興局・支庁管内に10名以上の営業所あり (0.5点) ○ 上記以外 (0.0点)	左記箇所に営業所を有するか。	【様式8-1】
	地域への貢献 （振興局・支庁管内又は県内での実績） ① 過去5年間の水・土里サークル活動等による地域貢献の実績 ② 前年度の水土里サークル活動の実績 ③ 消防団員の雇用 ④ 過去2年間における家畜伝染病予防法に基づく防疫活動実績 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁内で①~③の実績あり (1項目あたり0.5点) (0.5~1.5点) ○ 県内で①~③の実績あり (1項目あたり0.3点) (0.3~0.9点) ○ 工事箇所の所在する市町村内で④の実績あり (0.5点) ○ 上記の実績なし (0.0点) ※①~④の評価点の合計は1.5点を上限とする	① 平成30年度から令和4年度までの5年間において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 令和4年度に水土里サークル活動の実績が1回以上あるか。 ③ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。ただし、令和3年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ④ 令和3年度から令和4年度の過去2年間に家畜伝染病予防法に基づく防疫活動の実績があるか。（当該工事箇所のある市町村内の実績のみ評価する。）	① 【様式8-2】 ② 【様式8-3】 ③ 【様式8-4】 ④ 【様式8-4】
	合計	11.0点	
	※令和元年度とは、平成31年4月1日~令和2年3月31日		